

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成22年2月26日
【会社名】	アサヒ衛陶株式会社
【英訳名】	ASAHI EITO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 今田 和宏
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	堺市美原区小平尾451番地
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長である今田和宏は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成21年11月30日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定して財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

重要な業務プロセスについては、財務報告に対する量的、質的影響の重要性を考慮し、売上高を指標に、その概ね2/3程度の割合に達している事業拠点を重要な事業拠点として選定し、それらの事業拠点における当社の事業目的に大きく関わる勘定科目、すなわち「売上高」、「売掛金」、「棚卸資産」に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断しました。

したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

### 記

当社は、決算・財務報告プロセスの有価証券報告書作成過程において、注記事項等監査人より複数の誤謬を指摘され重要な修正を行いました。これは、相互チェックが十分機能しなかったことによりその誤りを発見するための仕組みが十分でなかったためであります。当該重要な欠陥が事業年度の末日までに是正されなかった理由は、決算・財務報告プロセスの有価証券報告書作成過程の運用評価手続の実施が事業年度末日以降となったためであります。なお、内部統制報告書提出日時点において、監査人より指摘を受けた記載不備事項は修正済みとなっております。

一方、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性は認識しており、当社では決算業務の環境を再整備し、適正配置並びに相互チェック機能の強化を図ることとし、翌事業年度においては、適切な内部統制を整備・運用する方針であります。なお、重要な欠陥を是正する為に、平成21年12月1日付けで組織変更を行い、人員体制を補完することで対応を進めております。

## 4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

## 5【特記事項】

特記すべき事項はありません。